- ◎2018 年 2 月定例会•一般質問
- ◎知事答弁、田辺の再登壇・意見

## 【小川洋知事】

お答えを申し上げます。まず第一に、病児保育の需要把握と供給体制の強化でございます。

「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」におきましては、病児保育の事業数につきまして、平成26年度の44市町80か所を31年度までに52市町98か所とすることを目標に掲げております。平成28年度末までに47市町92か所で実施をされておりまして、実施施設数の進捗率は93.9%と順調に増加をしております。

しかしながら一方で、<u>現時点におきまして、保育所利用者の増加に伴い、病児保育の需要も高まっておりまして、プランに掲げる以上の病児保育施設の整備をしている市もありますことから、病児保育の需要に対応できていない地域もあると考えております。</u>

<u>県におきましては、今後、その利用実態を踏まえまして、実施主体であります市町村と協議をした</u> 上で、課題を整理し、必要な体制整備が図られるよう支援をしてまいります。

次に、病児保育の周知でございます。

市町村におきましては、病児保育の情報につきまして、広報誌やホームページを活用した周知が 行われているところでございます。また、保育所への入所が決定した保護者に対しまして、直接、情 報提供をしている市町村もございます。

病児保育は、原則として、設置市町村の子どもを優先してその受入調整が行われておりまして、設置市町村以外の子どもたちも受け入れる、いわゆる広域利用の病児保育について広く周知を図ることについて慎重な市町村もございます。このため、県が広域利用の病児保育の情報を提供するにあたりましては、市町村の同意、これを受ける必要があると考えております。

そのうえで、インターネットによる周知は、必要な時に容易にその情報を入手できますことから、病 児保育の情報提供手段として有効であると、このように考えております。現在、県のホームページに 掲載をしております施設名、連絡先等に加えまして、今後、同意が得られた市町村につきましては広 域利用に関する情報を追加いたしまして、その内容の充実を図ってまいります。

次に、子どもの発病時に配慮した働きやすい職場環境の整備でございます。

子育てをしながら働く方にとりまして、保育体制の整備、今申し上げました保育体制の整備、これとあわせまして、子どもが急に病気になった際の休暇取得など、企業のサポートが受けられる環境を整えることは、仕事と子育てを両立していく上で大変重要でございます。このため、県といたしましては、企業のトップ自ら従業員の仕事と子育ての両立支援を宣言をいたします「子育て応援宣言企業」登録制度、この取組みを通じまして、引き続き、看護休暇や年次有給休暇の時間単位による取得など制度の充実を促してまいりますとともに、これらの制度を周囲に気兼ねなく利用できる、そういった職場環境づくりについても、いろいろ働きかけをしていきたいと思っております。

次に、企業における病児保育等の理解促進でございます。

子育て応援宣言企業において、「病児保育所への送迎のための遅出、早退を認めます」といった、子どもが病気になった際の柔軟な対応について宣言を行っている企業は、現在 1,000 社を超えているところであります。こうした宣言内容をさらに広げていくため、登録更新などの機会を捉えまして、子どもの発病時の柔軟な対応についても宣言いただけるよう、働きかけをしてまいります。

また、<u>先進的な企業の実例を、宣言企業の新規開拓の際にそれを紹介するほか、子育て応援宣言ホームページや企業向けのメールマガジンにこれを掲載するなど、様々な機会を通じてその周知</u>を図ってまいります。

次に、「フードバンク活動ガイドライン」についてお尋ねがございました。

フードバンク活動には、食品を提供していただく企業からの、活動に対する信頼というものが欠かせません。このため、この信頼を確保することを目的といたしまして、活動団体が留意すべき事項をガイドラインとして取りまとめたところであります。

具体的には、食品の品質保証に関する提供企業とフードバンク団体との間の責任範囲の明確化、 食品の品質確保のための衛生的な保管と運搬の方法、賞味期限の厳守など食品利用者に対する 注意事項についての周知の方法、食品がどこから提供され、いつ、どこに提供したかを明らかにす るトレーサビリティの導入の必要性――それらについて定めているところであります。

次に、フードバンク団体への食品を提供する企業の開拓でございます。

県におきましては、現在、提供していただける可能性のある企業を直接訪問いたしまして、このガイドラインを示しながら、フードバンクに対する理解を求めてきているところであります。

加えて、食品の流通プロセスや賞味期限等に関する情報を関係者で共有する「フードバンク活動 支援システム」、これを新たに構築することといたしております。このシステムによりまして、食品が、 企業からフードバンク団体、さらにはエンドユーザーであります子ども食堂等に渡るまでの情報、これをスマートフォンで読み込み、インターネットを利用してパソコンで集中管理をする、これによって、 活動の透明性を高め、企業の信頼確保につなげていきたい、このように考えております。

今後は、これらの取組みを進めるとともに、商工会議所・商工会、食品衛生協会など、食品関連企業が加入しておられる団体にも協力を求め、提供企業の一層の拡大を図ってまいります。

食品廃棄物のメタン化でございます。

県におきましては、平成26年度から28年度にかけまして、リサイクル総合研究事業化センターを中心に、県南地域の7市町及び排出事業者等と連携をいたしまして、メタン化のための食品廃棄物の回収について、検討を行いました。しかしながら、この取組みにおきましては、廃棄物の処理費用よりもリサイクル費用が高くなりまして、経済性が確保できなかったことから、システムの実現には至りませんでした。

このため、今年度から、センターにおきましては、食品廃棄物の排出量の多いホテル・旅館事業者等の排出事業者、それから収集運搬業者、そしてリサイクル施設製造企業と一緒になって、モデルとして一つの地区を選びまして、食品廃棄物の排出者による食品廃棄物とその他のごみとの分別の徹底、事業採算がとれる安定した食品廃棄物の回収量の確保、処理費用の低減化を実現する効率的な収集運搬体制の構築——これらに取り組みまして、リサイクルの実現に向けた検討を今進めている、始めたところでございます。

今後、この検討結果も踏まえながら、食品廃棄物のメタン化に取り組んでまいります。

子どもの貧困対策に係る新年度予算のねらいでございます。

本県の子どもの貧困対策推進計画におきましては25の指標を掲げさせていただいております。そのうち、福岡県で数値を確認できます指標が16ございますけれども、生活保護世帯に属する子どもの高校や大学の進学率など12の指標で改善が認められているところであります。一方で、子ども支援オフィスに寄せられた相談内容を分析いたしますと、保護者に関しましては経済的困窮はもとより、住居の確保や就職の問題が多く、また、お子さんにつきましても学力や進路の問題が多くみられたところであります。また、ひとり親世帯等実態調査によりますと、母子世帯の親は非正規雇用の割合が高いという結果がみられたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、新年度の予算を編成させていただいたところであります。具体的には、 推進計画に掲げております4つの支援の柱ごとにつきまして、教育支援におきましては、スクールソ ーシャルワーカーの配置市町村に対する助成、生活支援におきましては、生活に困窮する子育て世 帯に対する一時的住居の提供、保護者に対する就労支援では、ひとり親の正規雇用に向けた支援、 経済的支援におきましては、生活保護世帯の子どもに対する大学等進学準備費用の支給、こうした ことなど新規、拡充事業を積極的に設けたところであります。

その結果、今年度を6事業、24億円上回る111の事業、783億円を計上させていただいているところでございます。

次に、計画で数値目標を設定をしました4つの指標の改善状況でございます。

計画におきましては、生活保護世帯の子どもの高校進学率など4つの指標につきまして数値目標を設定したところであります。この4つの指標につきましては、計画策定時に基準といたしました平成25年と直近値であります28年の数値を比較いたしますと、生活保護世帯に属する子どもの、まず高校進学率は2.3ポイント増の89.4%に、高校中退率は1.5ポイント減の5.1%に、就職率は1.8ポイント増の44.3%に、それぞれ改善をしているところであります。また、児童養護施設の子どもの大学進学率では5.1ポイント増の19.8%に改善しているところであります。

生活保護世帯に属する子どもの高校進学率や中退率を改善するための取り組みについてお尋ねがございました。

高校進学率の改善に向けまして、これまで、生活困窮世帯の子どもを対象に、学力向上のための

子どもの学習支援事業を、経済的負担軽減のため高校生等奨学給付金事業をそれぞれ実施をして きたところでございまして、2.3ポイントの進学率の改善がみられたところであります。

また、中退防止のための訪問相談支援事業につきましては、昨年度の事業開始から今年の1月 までの間に53名の方と直接面談を実施をいたしまして、結果的に、中退した生徒さんは2名にとど まっているところであります。このように、この事業の効果は表れてきているものと考えておりますが、 一方で、子ども支援オフィスが対応した事案の紹介元、これを見ますと、学校やスクールソーシャル ワーカーが占める割合が3%程度にとどまっている現状から、この支援事業につきましては、高校に おける認知度が未だ十分ではないと、そいういう課題があると認識いたしております。

困窮状況にある子どもに対する中退防止の強化策と中途退学者への支援でございます。

中退防止の強化策につきましては、さきほどご答弁いたしました訪問相談支援事業について、高校やスクールソーシャルワーカーに対し十分周知を行い、その上で子ども支援オフィスと学校との連携を密にし、支援が必要な生徒の把握に努めてまいります。

なお、支援したにもかかわらず、やむを得ず中退された子どもに対しましても、引き続き、相談支援員が再入学や就職など、本人のご意向を踏まえた支援を行ってまいります。

新たな8つの指標の現状を反映した新年度の予算、それから施策についてでございます。

国が補完指標として位置づけた8つの指標につきましては、県においても、国と同様、既存の指標を補完する指標として位置づけることとしております。このうち、県が実施した実態調査におきまして、ひとり親世帯、特に母子世帯の親の「正規雇用の割合」は44.7%でございまして、また「養育費を現在受けている割合」は23.8%と、いずれも低い水準にとどまっているところであります。

このため、先ほども答弁申し上げましたが、正規雇用につながる専門資格が取得できるよう、養成機関修学中の生活費の助成、新たに弁護士を活用した養育費の確保に向けた支援のための予算を計上するなど、その拡充を図ることといたしております。

## 【田辺の再登壇・意見】

ご答弁をいただきました。

ちょっと現状をしっかり共有する意味で、指摘をしておきたいと思います。病児保育について、知事は答弁におきまして、保育需要の高まりから自治体によっては県のプランに掲げる以上の整備を要している実態、これが地域によってはあるということに触れられました。一方で、「病児保育の需要に対応できていない地域もあると考える」と、「考える」という表現を使っており、知事の答弁は、病児保育を取り巻く県内各地の実情を県が今のところ正確に把握できていない現実を示しています。また、今回、私が事前に調査したところでも、本県は現在のところ、市町村の実情を正確に捉えられていないということが分かりました。

各市町村で必要な体制整備が図られるよう支援するという考えを示していただきましたが、全ての 市町村の実情を調査して確実に捉え直す、そして 3 年前に策定したプランの古い想定にとらわれる ことなく取り組まなければ、病児保育を求める県民のニーズには応えられないということを強く指摘し ておきます。それを踏まえたうえで、よろしくお願いいたします。

また、保育体制の整備とともに働き方の改善が重要との視点を共有していただき、この点は感謝をいたします。一方で、子育て応援宣言企業で子どもが病気になった際の対応について宣言しているのが 1000 社超とおっしゃっていただきましたが、宣言企業の分母は先に述べましたように現在6000 社超というところはあらためて指摘をし、またさらに本県は、この子育て応援宣言企業のターゲットとしている企業・事業所ですね、これは、本県内の全ての企業・事業所を宣言企業と位置付けております。つまり 6000 社以外の宣言していただけていない他の企業・事業所についても、こうしたことを前提にして、しっかりと理解促進に全力を挙げていただきたいということを強く求めまして、私の一般質問を終えます。ご清聴いただきましてありがとうございました。